

平成26年10月31日
国土交通省中部地方整備局
港湾空港部

お知らせ

国と港湾管理者が連携して南海トラフ巨大地震に対処 ～「港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」を策定～

1. 概要：

平成26年10月9日第2回伊勢湾港湾広域防災協議会を開催し、大規模災害時において、伊勢湾全体として港湾物流機能の早期回復を図るための「伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針」（以下、基本方針）（案）について、協議しました。

このたび、協議会での意見を踏まえて基本方針をとりまとめましたので、お知らせ致します。

当日の協議会では、「広域連携体制の構築」「広域連携課題への対応」「港湾物流に関わる関係者間の情報共有」を柱とする国及び港湾管理者による連携について協議したほか、中部地方整備局、港湾管理者と建設関連団体による包括的協定の締結や、日本海側港湾との連携による代替機能の確保を検討していくことを確認しました。

今後、基本方針を踏まえて、平成26年度末を目標に伊勢湾BCPを策定するほか、伊勢湾BCPと相互に連携する各港湾BCPも並行して策定する計画も示しました。

なお、伊勢湾港湾広域防災協議会は、南海トラフ巨大地震等による大規模・広域災害を想定して、国及び港湾管理者が港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し、必要な協議を行うために港湾法第五十条の四に基づき設置したものです。

2. 協議会開催状況

日時：平成26年10月9日（木）15：00～16：00

場所：中部地方整備局 丸の内庁舎 第一会議室

議事：伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針（案）

今後の進め方について

3. **添付資料：**（別添 1）伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針
（別添 2）第 2 回伊勢湾港湾広域防災協議会 議事要旨
（別添 3）議事要旨協議会開催状況写真

4. **協議会資料：**
第 2 回伊勢湾港湾広域防災協議会資料は、下記により公表しています。
<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/topics/index.html>

5. **解禁：**指定なし

6. **配布先：**中部地方整備局記者クラブ、専門紙記者会、名古屋港記者クラブ、
三重県政記者クラブ、静岡県政記者クラブ、港湾新聞、
港湾空港タイムス、日本海事新聞、海事プレス

5. **問い合わせ先：**（事務局）国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部
港湾空港防災・危機管理課
専門官 渋谷（しぶや）
電話：052（209）6328

伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針

南海トラフ巨大地震等による大規模・広域災害を想定し、伊勢湾全体として港湾物流機能の早期回復を図るために必要な港湾相互の広域的な連携に関する基本方針を以下のとおり定める。本方針は、伊勢湾内各港（名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港及び津松阪港）において、港湾相互が広域的に連携して対処する項目及び考え方を確認し共有することを目的とする。

1. 広域連携体制の構築

- ・ 広域連携体制は、伊勢湾港湾広域防災協議会の構成員が指名する職員から成り、南海トラフ巨大地震等により伊勢湾地域において大規模・広域災害が発生した場合又は発生が見込まれる場合に発動するものとする。
- ・ 広域連携体制は、港湾相互の広域的な連携を図るために必要な協議・調整を行う役割を担うものとし、中部地方整備局が総合調整及び連携の推進役を果たすものとする。

2. 広域連携課題への対応

(1) 優先順位の設定

- ・ 緊急物資輸送のため優先的に確保すべき海上輸送ルートについては、予め想定されたルートを踏まえて、被災地の状況、航路啓開の難易、道路啓開との連携等を総合的に勘案し、広域連携体制において協議・調整して決定するものとする。また、変更する場合も同様とする。

(2) 資機材の調達

- ・ 航路啓開に必要な資機材の調達は、各港湾管理者の要請を中部地方整備局が一元的にとりまとめた上で、災害協定を締結している建設関連団体に依頼するものとする。
- ・ 伊勢湾内で調達可能な資機材を超える要請があった場合は、中部地方整備局が中心となって協議・調整を行うものとする。なお、港湾施設の復旧に必要な資機材についても、必要に応じて調整の対象とする。
- ・ 中部地方整備局が所有する船舶は、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等を優先することとなるが、必要に応じて各港湾内における航路啓開等に対する支援等も行うものとする。

(3) 揚収物の仮置・保管

- ・ 緊急確保航路及び開発保全航路の啓開に伴って発生する揚収物については、中部地方整備局と港湾管理者が協議・調整し、原則として揚収場所に近接する港湾内の陸域において仮置・保管場所を確保するものとする。

(4) 輸送体制の確保

- ・ 緊急物資輸送に係る輸送体制の確保のため、災害に強い物流システムの構築に向けた物流団体及び物流事業者等による取り組みと連携強化を図ることとし、中部運輸局が中心となって情報共有化を行うものとする。

(5) 機能回復情報の発信

- ・ 伊勢湾内各港の岸壁の使用可否、暫定供用、復旧等の機能回復情報、船舶の交通制限等の情報については、各港湾管理者及び各港長等からの発信に加えて、中部地方整備局が伊勢湾全体の情報を集約し第四管区海上保安本部と連名で発信するものとする。

(6) 代替機能の確保

- ・ 通常貨物輸送の機能回復については、各港湾の復旧における考え方を踏まえ、地域産業の被災状況、港湾施設の被害状況、荷主企業の要望等を総合的に勘案し、伊勢湾全体としての港湾物流機能の早期回復に努めるものとする。
- ・ 中部地方整備局は、伊勢湾内各港の機能回復過程において、伊勢湾内港湾相互間の連携又は予め想定された伊勢湾外港湾との連携により代替機能の確保が必要な場合は、関連情報を収集し、関係する港湾管理者を通じて情報提供するものとする。

3. 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

- ・ 国の機関、港湾管理者及び港湾関係事業者等の関係者が協働体制を構築し、港湾物流機能の回復に的確に取り組むため、中部地方整備局は関係者間の情報共有を積極的に図るとともに、情報集約等により情報共有の円滑化を推進するものとする。

以上

第2回 伊勢湾港湾広域防災協議会 議事要旨

1. 日時：平成26年10月9日(木) 15:00～16:00
2. 場所：中部地方整備局 丸の内庁舎 第一会議室
3. 議事：第1回伊勢湾港湾広域防災協議会での主な意見と対応
伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針(案)
今後の進め方について
4. 議事要旨

○まとめ

- ・伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針(以下、基本方針)(案)について協議し、基本的に合意の上、とりまとめの確認は会長に一任された
- ・基本方針を踏まえ、平成26年度末を目標に広域的な連携による伊勢湾港湾機能継続計画(伊勢湾BCP)を策定するほか、伊勢湾BCPと相互に連携する各港湾BCPも並行して策定していく

○主な意見

- ・協議会の議論を進めるに当たり、今後、建設関連団体と中部地方整備局、港湾管理者による包括的な協定締結について検討してほしい
- ・代替機能を確保する上での日本海側港湾との連携の枠組みについて、国がきっかけ作りをしてほしい
- ・揚収物の仮置・保管場所について、緊急時には場所を制限しない方が対応しやすいと考えるが、揚収物陸揚げの確実性・効率性を考慮して港湾内を原則とすることは理解できる
- ・輸送体制の確保における広域連携体制の役割を明確化する必要がある
- ・関係者間で情報共有を図る範囲を明確化する必要がある
- ・伊勢湾BCPの策定にあたり、基本方針と緊密な連携を図るように留意してほしい

以上

協議会開催状況写真

